

宮城県オリエンテーリング協会

令和 6 年度 通常総会

議案書

議事

- (1)令和 6 年度事業及び会計報告
- (2)令和 7 年度事業計画及び会計予算
- (3)規約改正
- (4)役員改選

(1) 令和 6 年度事業及び会計報告

令和 6 年度の事業

	事業名	開催地	期日	主催・その他
1	競技者登録受付	県内		
2	JOA 総会	東京都	6/8	欠席
3	北海道東北ブロック会議	岩手県	7/15	出席
4	全日本ミドル・ロング	岐阜県	10/19-20	JOA
5	全日本リレー選手権大会	三重県	12/8	JOA
6	各種普及活動	県内	随時	
7				

会計報告は資料の通り

令和6年度宮城県オリエンテーリング協会 会計報告(決算)

(R6.4.1～R7.3.31)

収入の部

科	目	R6予算額	R6決算	増減	摘 要
登録料		25,000	12,000	△ 13,000	
	会費	20,000	0	△ 20,000	
	競技者登録料	5,000	5,000	0	
	指導員登録料	0	0	0	
	組織育成費	0	7,000	7,000	
補助金		50,000	138,000	88,000	
	補助金	50,000	138,000	88,000	JOA支援金
	共催負担金	0	0	0	
				0	
事業収入		80,000	0	△ 80,000	
	大会参加料	80,000	0	△ 80,000	
	講習会受講料	0	0	0	
	受託事業収入	0	0	0	
				0	
雑収入		0	6	6	
繰越金		278,807	278,807	0	
				0	
合 計		433,807	428,813	△ 4,994	

支出の部

科	目	R6予算額	R6決算	増減	摘 要
運営費		173,000	116,690	△ 56,310	
	会費	100,000	100,000	0	JOA年会費
	負担金	20,000		△ 20,000	
	旅費	20,000	13,580	△ 6,420	ブロック会議出席
	需要費	10,000		△ 10,000	
	通信運搬費	10,000		△ 10,000	
	保険料	3,000	3,000	0	JOA賠償責任保険
	事務局諸費	10,000	110	△ 9,890	預金引き出し手数料
				0	
事業費		83,000	3,000	△ 80,000	
	競技会	50,000	0	△ 50,000	
	講習会	0	0	0	
	PCコース	0	0	0	
	登録料	3,000	0	△ 3,000	
	大会派遣費	20,000	3,000	△ 17,000	全日本リレー交通費補助(3名)
	育成費	0	0	0	
	普及活動費	0	0	0	
	事業諸費	10,000		△ 10,000	ゆうちょ銀行トークン購入
				0	
予備費		177,807	0	△ 177,807	
				0	
合 計		433,807	119,690	△ 314,117	

収支差引額 309,123 円は次年度へ繰り越す。

会計監査報告書

令和6年度の宮城県オリエンテーリング協会会計の執行状況について、関係書類の提出を求め監査を実施した結果、収支支出共に適正に執行されていることを認めます。

令和 7 年 5 月 12 日

監 事

安 齋 善 和



(2) 令和 7 年度事業計画及び会計予算

令和 7 年度の事業計画

	事業名	開催地	期日	主催・その他
1	競技者登録受付	県内		
2	JOA 総会	東京都	6 月	
3	北海道東北ブロック会議	(未定)	夏頃	
4	全日本ミドル・ロング	栃木県	10 月	JOA
5	全日本リレー選手権大会	滋賀県	11 月	JOA
6	各種普及活動	県内	随時	
7	事務局活性化活動	県内	随時	資材の整理等

予算は資料の通り

令和7年度宮城県オリエンテーリング協会収支予算(案)

(R7.4.1～R8.3.31)

収入の部

科	目	R6予算額	R7予算	増 減	摘 要
登録料		25,000	25,000	0	
	会費	20,000	20,000	0	2大学分
	指導員登録料	0	0	0	
	競技者登録料	5,000	5,000	0	
				0	
補助金		50,000	50,000	0	
	補助金	50,000	50,000	0	
	共催負担金	0	0	0	
				0	
事業収入		80,000	80,000	0	
	大会参加料	80,000	80,000	0	大会開催
	講習会受講料	0	0	0	
	受託事業収入	0	0	0	
				0	
雑収入		0	0	0	
繰越金		278,807	309,123	30,316	
				0	
合 計		433,807	464,123	30,316	

支出の部

科	目	R6予算額	R7予算	増 減	摘 要
運営費		173,000	213,000	40,000	
	会費	100,000	100,000	0	JOA年会費
	負担金	20,000	20,000	0	北東ブロック連絡協議会等
	旅費	20,000	20,000	0	
	需要費	10,000	10,000	0	消耗品など
	通信運搬費	10,000	10,000	0	郵便料金・配送料
	保険料	3,000	3,000	0	JOA賠償責任保険
	事務局諸費	10,000	50,000	40,000	会場使用料、備品保管料など
				0	
事業費		83,000	133,000	50,000	
	競技会	50,000	50,000	0	各大会・普及事業運営
	講習会		50,000	50,000	技術者講習会
	PCコース			0	
	登録料	3,000	3,000	0	競技者登録
	大会派遣費	20,000	20,000	0	全日本リレー大会ほか
	育成費			0	
	普及活動費			0	
	事業諸費	10,000	10,000	0	
				0	
予備費		177,807	118,123	-59,684	
				0	
合 計		433,807	464,123	30,316	

※科目間の流用は、会長に一任する。

(3)規約改正

事務局運営の効率化のため、別添資料の通り改正を行う。主な改正箇所は下記の通り。

第1条

名称修正（日本オリエンテーリング協会→公益社団法人日本オリエンテーリング協会）

第6条

役員定数の変更

理事 若干名→3名以上20名以内（うち会長1名・副会長若干名2名以内・理事長1名・理事若干名・事務局長1名を含む）

監事 2名→2名以内

第7条

誤字修正（常務→業務）

第9条

誤字修正（2か年→2年）、句読点の削除

第11条

項目追加（7.会員の除名）

第12条

① 条文名の修正（会議の定足数等→総会の議決等）

② 議決に関する条文の新規条文追加

総会における議決権は、理事および団体会員代表者1名につき1個とする。

③ 総会の議決条件の変更（会員の過半数の出席→議決権所有者の過半数の出席）

第13条

総会開催条件の変更

会員の四分の一以上の要請→議決権所有者の四分の一以上の要請

第13条

附則の修正（連絡事務所の項目を削除）

別表

会費及び賛助会費の新規創設

宮城県オリエンテーリング協会規約（改訂案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、宮城県オリエンテーリング協会と称し、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第3条に基づき設置する。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を事務局長宅におく。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本会は、宮城県におけるオリエンテーリングの普及促進をはかり、県民の体力を増進し、あわせて明朗な文化的生活の発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. オリエンテーリングの普及推進。
2. オリエンテーリング指導者の養成。
3. オリエンテーリングに関する事業の企画・実施。
4. オリエンテーリング組織・グループ等の育成。
5. オリエンテーリングに関する調査・研究。
6. その他目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

（会 員）

第5条 本会は、会員および賛助会員をもって構成する。

- 2 会員とは、本会の事業に直接参加し得る個人及び団体とし、所定の会費を納める者をいう。会費は別に定める。
- 3 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、事業を援助する個人及び団体とし、所定の賛助会費を納める者をいう。賛助会費は別に定める。
- 4 入会及び退会は、各自の任意とする。但し会費はこれを返還しない。

第4章 役 員

（役 員）

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理事 3名以上20名以内
(うち会長1名・副会長若干名2名以内・理事長1名・理事若干名・事務局長1名を含む)
2. 監事 2名以内

（役員の職務）

第7条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は会議の決議に基づき、会務を執行する。
- 4 理事は常務業務を掌握し、会務を分掌する。
- 5 事務局長は会務の運営にあたり、会務の分担事務を処理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員の選出)

第8条 本会の役員は、会員の中から総会において選出する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じ、会の運営に支障をきたす時は、臨時総会において後任者を選出し、その役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員の任期が満了しても、後任者が決定するまで、その職務を行うものとする。

(顧問・参与)

第10条 本会に顧問、参与をおくことができる。

2 顧問、参与は、理事会の推薦により、総会にはかり会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、参与は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

(総 会)

第11条 総会は、本会の最高決議機関で、定期総会は次の事項を議決する。

1. 事業報告
2. 収支決算報告
3. 事業計画
4. 収支予算計画
5. 役員選出
6. 規約の改廃
7. 会員の除名
8. その他の必要な事項

(会議総会の定足数議決等)

第12条 総会における議決権は、理事および団体会員代表者1名につき1個とする。

2 総会は、会員議決権所有者の過半数の出席（委任状を含む）において成立し、議決は出席者の過半数の賛成によって決する。但し、規約の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 議長は、会議の都度、出席者の中から選出する。

(総会の招集)

第13条 総会は、年1回会長が招集する。

2 会長および理事会が必要と認めた場合、臨時総会を招集することができる。また会員議決権所有者の四分の一以上の要請があるとき、会長はこれを招集する。

(理事会)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めた時、または理事から要請があった時、理事長が招集する。

2 理事会における議決は、出席者の過半数の賛成によって決する。

3 理事会は本会の支障のない限りその決定権を持つ。

第6章 会 計

(会の収入)

第15条 本会の運営は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために事務局をおく。事務局規定は別に定める。

第8章 細則

(細則)

第18条 本規約施行に必要な細則は別に定める。

第9章 付則

(付則)

第19条 この規約は、昭和48年6月25日から施行する。

21. 昭和50年 4月 5日一部規約改正 (委員会を協会と名称変更)

32. 昭和62年 4月25日一部規約改正

43. 平成 2年 4月28日一部規約改正

54. 平成 3年 4月27日一部規約改正

65. 平成 5年 4月24日一部規約改正

76. 平成 6年 5月21日一部規約改正

87. 平成10年 6月 6日一部規約改正

98. 平成14年 7月14日一部規約改正

109. 平成23年 6月11日一部規約改正

第2条に規定する事務所のほか、当分の間、連絡事務所を

仙台市泉区七北田字古内75番地 仙台市立仙台商業高等学校内におく。

110. 令和 2年 2月29日一部規約改正

11. 令和 7年 ○月○○日一部規約改正

第19条9. で規定する連絡事務所を解除する。

別表

会費および賛助会費

「宮城県オリエンテーリング協会規約」第5条に基づき、会費および賛助会費を以下のように定める。

分類	会費または賛助会費 (年間)	総会の議決権	備考
会員（個人）	3,000 円	なし	本会備品の無償借用権あり
会員（団体）	10,000 円	あり	本会備品の無償借用権あり
賛助会員（個人）	5,000 円	なし	
賛助会員（団体）	10,000 円	なし	

- ※1、規約第6条に示される役員は、会員（個人）として扱うが会費は免除される。
- ※2、会費を3年間連続して滞納した会員は、規約第11条第1項7.に規定される「除名」の対象となる場合がある。
- ※3、本会備品の無償貸与は、県内での使用を原則とする。

(4)役員改選

別添資料の通り改正を行う。

事務局全体の若返りを図り、より県内のオリエンテーリング活動を支援可能な人員体制を整える。

役員改選案は資料の通り

宮城県オリエンテーリング協会役員（案）

（令和7年度）

役職	氏名	住所（市町村名まで）	備考(所属等)
会長	原嶋公志	仙台市	
副会長	菅原健美	山元町	
理事長	久慈洋平	仙台市	
理事	齋藤洋紀	仙台市	東北大代表（2023入学）
	佐藤慶明	仙台市	東北大（2024入学）
	八島多佳子	仙台市	宮学大代表（2024入学）
事務局長	千葉望央	仙台市	
監事	信原靖	札幌市（北海道）	

*事務局員…見上和美、丸藤純